

# JIS

## 高圧受電用地絡継電装置

JIS C 4601-1993

(2008 確認)

平成5年3月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣            制定：昭和 43. 8. 1    改正：平成 5. 3. 1

官 報 公 示：平成 5. 3. 23

原案作成協力者：社団法人 日本電機工業会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 増田 閃一）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（☎100-8921 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 高圧受電用地絡継電装置

C 4601-1993

## Ground relay set for 6.6kV consumer

1. 適用範囲 この規格は、零相変流器と地絡継電器(以下、継電器という。)の組合せからなり、一線地絡電流が30 A未満の主として6.6 kV高圧需要家の受電点に設置される地絡継電装置について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、次に示す。

JIS C 0911 小形電気機器の振動試験方法

JIS C 0912 小形電気機器の衝撃試験方法

JIS C 3611 高圧機器内配線用電線

2. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 動作電流値 継電器が動作する零相一次電流値。
- (2) 整定 所定の装置によって、動作の基準を定めること。
- (3) 動作 継電器がその所定の責務を遂行すること。
- (4) 復帰 継電器が原位置における機能に戻ることに。

3. 使用状態

3.1 標準使用状態 標準使用状態とは次の使用状態をいい、地絡継電装置は特に指定がない限り、この状態で使用する。

- (1) 周囲温度は、 $-20\sim+50$  °C。ただし、結露及び氷結しない状態とする。
- (2) 保管温度は、 $-20\sim+60$  °C。
- (3) 相対湿度は、日平均で30～80 %。
- (4) 標高は、2 000 m以下。
- (5) 異常な振動、衝撃又は傾斜を受けない状態。
- (6) 爆発性の粉じん、可燃性の粉じん若しくはこれら以外の粉じんで過度のもの、可燃性のガス、腐食性のガス、引火性の蒸気、塩水の飛まつ又は水滴にさらされない場所。

3.2 特殊使用状態 3.1に規定する以外の状態で使用する場合は、特殊使用状態とする。このような場合は特殊の構造及び機能を必要とするものがあり、その製作、適用に当たっては特別の注意を必要とする。

4. 定格 継電器及びこれに組み合わせて使用する零相変流器の定格は、次のとおりとする。

- (1) 継電器 表1のとおりとする。

表1 継電器の定格

|          |    |        |
|----------|----|--------|
| 定格制御電源電圧 | V  | 交流110  |
| 定格周波数    | Hz | 50又は60 |
| 定格動作電流値  | mA | 200    |